

## 1. 平成22年第4回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成22年6月25日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第107号 郡上市職員の育児休業等に関する条例及び郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第108号 郡上市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第109号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第110号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第111号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第119号 市道路線の廃止について
- 日程8 議案第120号 市道路線の認定について
- 日程9 議発第5号 子宮頸がん撲滅のための施策を求める決議について
- 日程10 議発第6号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程11 請願第1号 永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める請願
- 日程12 陳情第4号 木曾川水系連絡導水路事業の推進を求める陳情

## 2. 本日の会議に付した案件

日程1から日程12まで

- 日程13 議案第121号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第122号 工事請負契約の締結について（郡上市音声告知端末更新事業）
- 日程15 議発第7号 永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書について
- 日程16 議発第8号 木曾川水系連絡導水路事業の推進を求める意見書について
- 日程17 議発第9号 子宮頸がん予防ワクチンの定期接種化を求める意見書について

## 3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番 田中康久

2番 森喜人

3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷺見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡辺友三
15番	清水敏夫	16番	川嶋稔
17番	池田喜八郎	18番	森藤雅毅
19番	美谷添生	20番	田中和幸
21番	金子智孝		

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	田中義久
総務部長	山田訓男	市民環境部長	大林茂夫
健康福祉部長	布田孝文	農林水産部長	服部正光
商工観光部長	蓑島由実	建設部長	井上保彦
水道部長	木下好弘	教育次長	常平毅
会計管理者	山下正則	消防長	川島和美
郡上市民病院 事務局長	猪島敦	国保白鳥病院 事務局長	日置良一
郡上偕楽園長	牛丸寛司	郡上市 代表監査委員	齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池場康晴	議会事務局 議会総務課長 補佐	古川義幸
議会事務局 議会総務課長 補佐	河合保隆		

## ◎開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。

議員の皆様には、6月11日開会以来、それぞれの執務、御苦労さまでございます。いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承を願います。

なお、報道のため、写真撮影、テレビカメラの撮影を許可してありますので、よろしくお願いをいたします。

（午前10時00分）

---

## ◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には3番 田代はつ江君、4番 野田龍雄君を指名いたします。

---

## ◎議案第107号から議案第120号までについて（委員長報告・採決）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程2、議案第107号 郡上市職員の育児休業等に関する条例及び郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程8、議案第120号 市道路線の認定についてまでの7件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号から議案第120号までの7件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました7件は、各常任委員会に審査を付託してあります。各常任委員長より御報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、一括議題として御報告をいただきます。

各常任委員長より順次、審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） おはようございます。

6月11日開催の平成22年第4回郡上市議会定例会において付託されました条例議案5件について、6月17日に総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

条例議案。

議案第107号 郡上市職員の育児休業等に関する条例及び郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び人事課長から、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、育児休業等を取得する際の要件を緩和すること、時間外勤務代休時間に関する準則訂正に伴う規定を整備するための条例改正であるとの説明を受けました。

委員からは、育児休業等の取得状況等について質問があり、現時点における育児休業取得者21名、部分休業は4名、いずれも女性職員であり、男性職員からの申し出等はないとの説明がありました。

この制度は少子化対策の一環として民間へ普及させるためのモデルになることから、職員に対する制度周知と取得しやすい環境づくりを求められるという意見があり、職員団体や庁内OA環境等を通して周知に努めたいとの説明がありました。

職員に付与される育児休業制度等の促進は、一方で市民サービスに影響を及ぼすことになるが、計画的な職員数の削減を進めている中における対策について質問があり、専門職にあつては、登録制度の活用や公募による日日雇用職員をもって対処したいとの説明がありました。

男性の育児に関する意識改革を進めることが必要との意見があり、最近の若者は男性の育児参加に対する意識が高まってきている。さらなる周知に努め、制度の有効活用に努めたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第108号 郡上市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

人事課長から、職員団体のためにその業務を行い、または活動することができる場合に時間外勤務代休時間を加えるための条例改正であるとの説明を受けました。

本委員会としては特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第109号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、防災行政無線屋外受信装置の移設にかかわる条例改正であるとの説明を受けました。

本委員会としては特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第110号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。  
建設部長及び都市住宅課長から、11の公園が都市公園条例と二重管理になっているため、公の施設から削除し、都市公園条例で管理するための改正であるとの説明を受けました。

委員から、都市公園の緑地割合の質問があり、エリア面積の3%程度であることが説明されました。

また、施設数の質問には、公園施設では公の施設として41施設あったが、このうち11施設を都市公園条例で管理するようにし、郡上八幡中央公園とともに12施設を管理することになったと説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第111号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

保険年金課長から、本条例改正は、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、国保税の医療給付費分及び後期高齢者支援金等分の課税限度額の引き上げと非自発的失業者の減免措置を講じる特例の新設のための改正であるとの説明を受けました。

また、モデル世帯による所得別の税額を資料に、国において中間所得者層と高額所得者層との不公平感の是正や、課税限度額については、協会けんぽの課税限度額の82万円が最終ベースに置かれていること。また、今日的な問題として、離職を余儀なくされた非自発的失業者を救済するための措置であるとの説明を受けました。

審査の結果、本委員会としては特段の異議もなく、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成22年6月25日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして産業建設常任委員長、12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） おはようございます。それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

6月11日開催の平成22年第4回郡上市議会定例会において審査を付託されました条例議案1件、その他議案2件について、6月17日に産業建設常任委員会を開催し審査をしましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告します。

条例議案。

議案第110号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、郡上市都市公園条例との整合を図り、都市公園を適正に管理するため、この条例を定めるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

その他の議案。

議案第119号 市道路線の廃止について。

建設部長から、本路線は大峠のバイパスとして、県営市町村合併支援農道整備事業、県単地方特定道路整備事業で整備した羽佐古トンネルを含む農道及び県道鹿倉・白山線の一部を市道認定することにより終点位置が変更となることから、市道小那比・下川線を一たん廃止するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第120号 市道路線の認定について。

建設部長から、議案第119号と同じく、羽佐古トンネルの完成によって、市道小那比・下川線及び大峠線について再度認定するとの説明を受けました。

委員から、市道小那比・下川線の県道への昇格の可能性について質問があり、今後の道路整備の状況によっては県道への昇格も考えられるが、今のところは市道として管理していくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成22年6月25日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 武藤忠樹。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして文教民生常任委員長、18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） 文教民生常任委員会の委員会報告をさせていただきます。

6月11日開催の平成22年第4回郡上市議会定例会において審査を付託されました条例議案1件について、6月17日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告します。

条例議案。

議案第111号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、国保税の医療給付費分の基礎課税額に係る課税限度額を47万円から50万円に、同じく後期高齢者支援金等分の課税限度額を12万円から13万円に引き上げること、及び雇用保険の受給資格者で非自発的な理由により失業した者に係る国民健康保険税の軽減を図るために、対象者の前年中の給与所得を100分の30として算定することのできる課税の特例を新設するための条例の制定であり、今日的な社会情勢を踏まえての税の適正化と弱者救済のための制度改正であるとの説明を受けました。

委員から、課税限度額に達する世帯数についてはどうかとの質問があり、平成21年度算定では、医療給付費分の課税限度額の47万円以上は195世帯あり、うち50万円以上は159世帯であること、後期高齢者支援分では、課税限度額の12万円以上は551世帯あり、うち13万円以上は454

世帯であるとの説明がありました。

委員から、国保税の算定で、所得に関係なく固定資産税額に一定の税率を掛ける資産割があるが、これは低所得者にとっては大きな負担ではないかとの質問があり、既に後期高齢者医療制度の保険料率の算定においてはこの資産割がなくなっており、国保税についても、適正な賦課方式を考える上で今後検討しなければならない課題であるとの説明がありました。

委員から、非自発的失業者の減免申請で資格確認や減免申請の周知が重要となるがどうかとの質問があり、雇用保険の手続の関係があるので、ハローワークにおいても周知されており、問題はないと考えているが、市においても広報紙等によく周知をするとともに、適切な窓口対応をするとの説明がありました。

委員から、非自発的失業者の見込み数と減額分の保険税の補てん措置はどうなるのかとの質問があり、対象者数については、現時点では約50名の方から先んじて申し出があった。この減免により減収した保険税については、保険基盤安定制度により公費負担されるものであるとの説明がありました。

委員から、国保財政の状況について質問があり、医療給付費については毎年度ふえ続けており、平成17年度には28億9,800万円であったが、平成20年度には30億3,500万円までに上昇した。一方、国保税の収納率については、平成18年度現年度分では94.97%であったが、平成20年度では93.47%と低下した。また基金残高は、平成20年度末には約4億8,731万円であったが、平成22年度の予算ベースでは年度末残高が約1億2,347万円まで減る見込みであり、国保財政は収支ともに非常に厳しい状況であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成22年6月25日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 森藤雅毅。

○議長（池田喜八郎君） それでは、各議案につきましてそれぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第107号 郡上市職員の育児休業等に関する条例及び郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第108号 郡上市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第108号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第109号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第110号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第111号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認め、よって、議案第111号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第119号 市道路線の廃止について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第119号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第120号 市道路線の認定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第120号は原案のとおり可とする

ことに決定いたしました。

---

◎議発第5号について（委員長報告・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程9、議発第5号 子宮頸がん撲滅のための施策を求める決議についてを議題といたします。

本件は文教民生常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

文教民生常任委員長、18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） その他の議案1件について、6月17日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告します。

その他の議案。

議発第5号 子宮頸がん撲滅のための施策を求める決議について。

郡上市民病院事務局長から、郡上市では平成19年度と平成20年度の2ヵ年で3名の方が子宮頸がんで亡くなっている。子宮頸がんで亡くなる原因の割合が高い2種類のウイルスに対して、現在認可された予防ワクチンを若年のうちに接種して抗体ができれば非常に予防効果がある。郡上市民病院と国保白鳥病院では、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用は1回に1万5,000円で、とても高価なワクチンであるが、接種した方は今までに合計11名であるとの説明を受けました。

委員から、子宮頸がんワクチンが最近全国的に話題となってきた背景について質問があり、子宮頸がんの原因の一つである2種類のウイルスに対して予防ワクチンが開発され、日本においては平成21年10月に承認され、「唯一予防できるがん」としてクローズアップされたとの説明がありました。

委員から、岐阜県内での助成状況について質問があり、県内では4月には四つの自治体、7月には二つの自治体、秋ごろには一つの自治体で助成とするが、全額助成とする市町村は一つもなく、一部助成で行っており、大垣市は2分の1補助で上限は8,000円、岐南町は7,500円、下呂市と輪之内町は7,000円、関ヶ原市と養老町と垂井町は5,000円と聞いている。対象年齢はばらばらであるが、中学生が多い状況であるとの説明がありました。

委員から、費用の試算について質問があり、仮に中学2年生の女子220人に接種した場合、半額助成であれば495万円で、全額助成であれば990万円になる。また、健康課では子宮頸がんに限らず定期接種以外の任意ワクチンについても資料を集めており、定期接種では何かあった場合には法的な救済措置がとられるが、任意接種の場合は救済措置がないことや、財政面のこ

ともあるので検討しているとの説明がありました。

委員から、ワクチン接種をすれば子宮頸がんに100%ならないとは限らないため、子宮がん検診の受診も積極的に勧めていただきたい。また、胃がんや乳がんなどのがん検診や生活習慣病にならないように、「早期予防」を目指した特定健診などはまだまだ受診率が低いと思われるので、市民の健康のためにさらなる受診率向上にも努めていただきたいとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することとし、国に対して予防接種法に基づく定期接種となるように意見書を提出することとしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成22年6月25日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 森藤雅毅。

○議長（池田喜八郎君） 委員長報告が終わったので、質疑を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） この請願については大変大事なことであるというふうに思っておりますが、中身について、例えば岐阜県の中では一部助成ばかりだということが書いてありますけれども、せっかくですので、全国でいうと22の市町で行われておって、これは全額でございます。それから、一部助成というのが12市町村ありまして、それだけ是一部助成です。ですから、全国的にいうと、始めたところは全額助成をしておる方が多いということをごひ僕は理解をしながら、できれば記入していただけるといいと思いました。

それから、東京都が助成をするということを決めたそうですが、都が半額、あと市町村ということになりますが、そういうことになれば大変市町村の負担も少なくなりますので、これはぜひ県に対しても要望をするということが必要であるというふうに思いますので、そういった意味の動きを出していけるようなことも必要ではないかなと思いますので、本当はここに書いてほしかったんですけども、もう今提案されておりますので、そういう点があります。

また、国でも厚生労働大臣は重要な施策として検討しておると言っておりますので、ぜひそういう、これは市に対する決議ですから仕方がないですが、そういうものもあれば、そういう力になっていくのではないかとこのように思います。

それからもう一つ、やはり健康問題で非常に大事なものは、ここにも書いてありますような、「早期予防を目指した特定健診」と書いてありますが、これは非常に大事なことでして、ここでは「まだまだ受診率が低いと思われるので」というようなあいまいな書き方ですが、できれば、これは率もわかっておることですし、「と思われる」ということでなしに「低いので、ぜひ高めていきたい」というような趣旨にして請願をしていただきたいと思います。

以上のことで、もし一言御返答があればありがたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） これは議発でございますので、委員長、あれですか。

18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） ただいまお話をいただきましたが、当委員会としまして、全額市で持っていただくということは大変ありがたいことで、そういうことも思いましたが、それよりもまず先に国の方で持ってもらえれば郡上も助かるんやという思いで、まず国へお願いしたいという思いでございます。

それから、最後の話の特定健診の受診率が「思われる」と書いてありますが、これも「低い」というふうには果たして決めつけてしまっているものやろうかという思いもありまして、ちょっとやわらかい言葉で報告をさせていただきましたが、思いは野田議員のおっしゃるとおりでありますので、もうちょっと……。けども、やっぱりこういう場でございますので、なるべく穏便に話が済むようにという思いでありますので、よろしくをお願いします。

そのほか答弁せないかんことがあったかもしれませんが、今のところ、それだけの思いはありますので、よろしくをお願いします。以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 今の答弁についてですが、これは議会へ出すやつじゃなかったのかな。

○議長（池田喜八郎君） 議会の決議ですね。

（「決議ですね。だから、もし出すとしたら、国へ出すんなら、この要望書なりなんか別個に出るということですね」と4番議員の声あり）

○議長（池田喜八郎君） これは議会決議ですので、国への意見書は別でございますので。

（「別ということは、出るんですね」と4番議員の声あり）

○議長（池田喜八郎君） 追加日程で出る予定ですので。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） このただいまの件につきましては、今ほど文教委員長さんの方から全会一致ということで決議文を承認する旨の委員会としては報告をいただきまして、野田議員の方からは、それに対する質問がありましたが、これは議会が市に対して行う決議の文がこの今議題になっておる文でありますので、ここでは提出者、賛成者がありますように、市に対しては全額公費負担制度を創設することということで、議会としての意向をここで決議していただくということになります。さらに、最後の後段に委員長からありましたように、なお、これにつきましては、市として全部おねるということが原則お願いなんですけれども、こういう市

の財政状況もかんがみて、これは上部機関、国に対しても、やはり今話題となっておりますので、ぜひ国の方でもこれを定期健診に入れていただいて、そして法的にもちゃんとした形で財政支援も国の方もしてほしいというふうな願いも含めたもの、これはまだこれからの追加提案の議題でございますけれども、委員会としては、この意見書を国の関係省庁、内閣総理大臣を含めて出すようなことはこれからの議題の中で検討していただくことになると思いますが、提案は考えられておりますので、どうか御了承いただいて、議事を進めていただきたいと思います。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 6番 山下明君。

○6番（山下 明君） ちょっとお聞きしたいんですけれども、これは今、文教民生委員長からの説明があったんですけれども、この中で3ページのところでございますけれども、原案のとおり承認することにしましたということで書いてあるんですけれども、この原案とはどういう形のものか、その辺のことで、たまたまこれが原案とかはわかりませんが、議長さんに出したのは全額公費負担制度を創設することということで出してありますので、その原案というのはどんなものなのか、ちょっと説明を……。

○議長（池田喜八郎君） 18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） 言葉足らずで申しわけございませんでしたが、原案は山下議員が提案されましたとおりでございます。それが原案でございますので、そのように当委員会としては承認をさせていただいたと。ただし、それには市もえらいで、追加議案を出させていただくということで、細かい説明を飛ばしましたので、すみませんでしたが、そういうことですので、お願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を採択するものであります。委員長報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議発第5号は原案を採択することに決定をいたしました。

---

◎議発第6号について（委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） 日程10、議発第6号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、及び各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査について、お手元に配付してありますとお申し出がありましたので、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

---

### ◎請願第1号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程11、請願第1号 永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める請願を議題といたします。

本件は総務常任委員会に継続審査として付託してあります。委員長の審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 継続審査となっております請願1件について、6月17日に総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたしますので、お願いいたします。

請願第1号 永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める請願について。

継続審査のこの請願については、前回の審査と同様に、特定の国名を名指しして永住外国人の地方参政権を問題視する文面に対しての議論が中心となりました。国際化が進む今日では参政権を認めるべきであるとの意見もありましたが、地方参政権を付与することで地方行政に及ぼす影響が懸念されるため、永住外国人への参政権付与については国レベルで慎重に扱ってほしいという意見が多く出されました。

審査の結果、本委員会としては、文面には問題があるとしながらも、賛成多数で原案を採択することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成22年6月25日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。

○議長（池田喜八郎君） 委員長報告が終わったので、質疑を省略し、討論を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） この問題は、この前も同じような問題になったのでございますが、総務委員会の中でも同じようにまた論議が繰り返されました。その中で、やはり今の委員長報告にありますように、やはり文面としては問題があるという認識がある程度ありましたので、そういった点をどうするのかなということも思ったんですが、これはこのままどうもこの請願書が提案されておるといふようなことであるといふふうに思いますので、やはりそのことについては触れざるを得ないといふことで意見を申し上げます。

一つは、ここに挙げてあります文面でいうと、「我が国の独立を脅かすことになる」といふような言い方、それから「間接侵略に等しい」といふ言い方ですね。これは非常に問題があるといふふうに私は思います。やはり議会でありますから、事実に基づいて、きちんとした内容のものを取り上げていくということがどうしても必要であるといふふうに思いますので、この文面については問題があるといふ指摘をせざるを得ません。

それから、この地方参政権付与ということにつきましては、私は前から言っておりますように、国際的な流れでも、それから例えばOECDなどの30カ国がほとんどこれは認めており、日本だけが認めていないという流れ。それから、地方に住み、そこで納税等の義務を負って、住民と一緒に生活をしている人たちに対して、地方での政治に参加していくという参政権は、当然の憲法上の住民の権利であるといふふうに思います。そういった意味で、これは1995年の最高裁で憲法違反ではないと。これは反対の意味で、こうやっていることが憲法違反であり、付与することは憲法違反じゃないという判断が出されたんですけれども、それ以後、全国で非常に多くの自治体も参政権を認めようといふことで、認めてくる意見書が出されてきました。しかし最近、これに反対をして、いや、もう一回見直すべきであるといふことが賛成をした議会でもまた見直されておると。これは私が思いますには、やはり根拠が非常にあいまいであって、いいかげんな根拠で物事を決めてはいかんといふ一つの例であるといふふうに私は思います。

それで、私たち日本共産党はずうっと前に、1998年ですが、法案として提出をし、それだけではなしに、単なる参政権ではなしに、被選挙権も認めるような、住民として本当に対等に認めていくといふ、このほか住民投票についても当然のことであるといふ法案を出しておりますけれども、そういう立場で今後もやはり日本に住む人が同等の権利を持ち、お互いに力を合わせあって生きていくということが大事であると。今言われているような外国の間接侵略、悪い意図を持って入国をし、覆すといふようなことが言われる方がありますけれども、それについては全く別途の対応が十分可能であるといふふうに私は思っております。そういう世界的な流れの中で、この永住外国人に対する参政権の問題については、これはぜひ進めるべきであるといふ立場から、この請願書に反対をいたします。

○議長（池田喜八郎君） 原案に賛成の諸君の討論を許可いたします。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 7番 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） このことにつきましては、委員会の原案を採択ということで賛成の討論をさせていただきます。

民主党政権によって外国人参政権付与法案が前回の国会でも出されようとした経緯の中から、非常に重要な問題であるということで請願が出されております。その紹介議員となっておりますので、お願いをいたします。

昨年、特に鳩山首相が述べた「日本列島は日本人だけの所有物ではないのではないか」というような発言、あるいは国家とは何かわかっていない、そう思っていたやさき、案の定、「国というものが何だかよくわからない」というような発言もあったところではありますが、いずれにしても、この参政権問題につきましては、憲法とのかかわりが特に大きい問題を論ずるべきであって、憲法15条1項には参政権について次のように規定をしておく。「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」。国民固有とは何を指すのか。憲法は、他の条文においてはこの表現を使っていない。固有とは、もともと持っているそのものだけに限ってあるという意味を指しているのであります。この条文は、どのように解釈しても、外国人に参政権を予定しているとは言えない。したがって、本条文は日本国籍を有する人に限って参政権を固有の権利として規定していると解するのが自然であります。また、当然のこととして、何人にも日本国籍を取得した瞬間、この固有の権利が発生するところであります。

こういった中、特にこのことについての解決は、とにかく一つとしてはやはり帰化ということがしっかりとされることであって、帰化をすれば日本人となり、国政レベルの選挙権、あるいは被選挙権は得られる。外国人参政権の付与を中心となって推進をされておるのであります。なぜ日本国籍の取得を拒むのか。また本国に対して今なお忠誠心を抱いており、日本には忠誠を誓いたくない人がいる。そのために帰化ができない。さらに、特別永住者には在留資格に制限がなく、母国韓国はもちろん、日本での経済活動も自由である。また5年以内であれば韓国と日本の間を自由に往来できる。特別、日本の国益を害する重大な犯罪を犯さない限り、国外に退去強制されることもない。これは世界にも例を見ない極めて恵まれた日本の環境であります。それにもかかわらず彼らが帰化しようとしないのは、本国への忠誠よりも、この恵まれた特権を失いたくないのではないかとの見方もあるところであります。特にアメリカにおいては、国民とは国家に対して永久の忠誠義務を負う者を言うところであり、アメリカ国籍の取得に当たっては、アメリカに対する忠誠宣誓とともに、旧母国に対する忠誠の放棄も行われているところでもあります。



よって、国際化という話が出ておりますけれども、参政権付与では世界では外国人参政権を認めている国は特にEU加盟諸国がほとんどであります。それもEU市民権としての権利であって、外国人参政権とは全く考え方を異にするところであります。そのようなことから、ぜひともこの外国人参政権付与に関する法律を制定するに当たっては、郡上市議会といたしましても慎重に対応されるように国に要望書を提出するよう、賛成の討論といたします。お願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論を終結し、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（池田喜八郎君） 賛成多数と認めます。よって、請願第1号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。

（午前10時55分）

---

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時11分）

---

○議長（池田喜八郎君） ここで暫時休憩をいたしまして、産業建設常任委員会の開催をお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 議事進行ですが、実はこの木曾川水系というやつが次に用意されておりますが、見ると陳情というふうになっていますね。これはここに意見書は出ているんですが、陳情書は出たらんような気がするんですけど、どういふようになっているのか、これだけは進行上必要ですので……。

○議長（池田喜八郎君） 陳情書は初日に配付して付託をしてありますので。

（「ありましたか。僕、見なんだなあ」と4番議員の声あり）

○議長（池田喜八郎君） ないものは取り扱っておりません。

（「急に出ておると思ったんや。びっくりしたんやて。失礼いたしました」と4番議員の声あり）

(午前 11 時 12 分)

---

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前 11 時 46 分)

---

◎陳情第 4 号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程12、陳情第 4 号 木曾川水系連絡導水路事業の推進を求める陳情を議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託をしてあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員長、12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

6月11日開催の平成22年第4回郡上市議会定例会において審査を付託されました陳情関係1件について、6月17日、産業建設常任委員会を開催し審査をいたしましたので、その経過と結果について報告をします。なお、経過については主な内容を報告します。

陳情第 4 号 木曾川水系連絡導水路事業の推進を求める陳情について。

委員から、この導水路沿線市町村の対象に郡上市もなるのかとの質問があり、直接影響を受けることはないが、郡上市は長良川水系の一市町村であり、先日行われた導水路早期着工を求める決起大会に出席したとの説明がありました。

この事業の岐阜県の負担割合について質問があり、導水路の事業延長は44キロメートル、事業費が890億円で、岐阜県の負担は3.3%との説明がありました。

この陳情の近隣の市の対応について質問があり、美濃市、関市では6月議会の最終日に審議する予定との説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で陳情第 4 号を採択することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成22年6月25日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 武藤忠樹。

○議長（池田喜八郎君） 委員長の報告が終わったので、質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 20番 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） このことにつきましては、まず揖斐川から長良川を経由して木曾川を結ぶ44キロという長い水路をつくるという計画ですが、私は、長良川の郡上のアユ、郡上アユは日本一になっておる、そういうアユの育つ名声を出した長良川であります。そういったこと

を考えまして、アユの遡上につきましては水温が非常に影響するわけです。それで、どれぐらいかといいますと、アユが一番遡上しやすいのは、大体水温が15度から17度、17度以上になればいいんですが、最低15度ぐらいの温度がないと遡上が非常に悪い。特にことしは温度が低かったので、3月、4月、遡上が非常に悪かったんです。ところが、今のこの計画では、長良川を經由してということですから、それが44キロもの長い、一部は長良川から木曾川へ行く分を引きますと、これより少しは短くなるかと思いますが、それだけの長いトンネルを水がくぐっていきますと、地下水と同じ温度に下がります。そうすると、地下水は大体12度以下ですから、アユの遡上するには非常に悪い温度になるわけです。ですから、その水が長良川に入ると、結果的にはアユの遡上が悪くなると、こういう結果になるということなんです。ですから、そういうことも非常に私は懸念するわけですが、そういったことも考えて、また次に意見書の件もあると思いますが、そういったことも考慮した上でやっていただきたいということを思いますし、また、このことについては、郡上だけでなしに、岐阜市、美濃市、関市もあると思いますけれども、ここにある文を見ますと、この陳情の近隣市の対応について質問があり、美濃市、関市では6月という報告ですが、それ以降、最終日に審議する予定ということの説明ですが、それ以降そういうことがあったかなかったかということをお伺いしますし、また、もし結果が出ておれば、その辺のことをお聞かせいただければと思いますし、また、岐阜市のことが全然わかりませんが、一番長良川の下流である岐阜市が県内でどういう態度を示しておるか、もしわかっておりましたら、その辺のことをお聞かせいただきたいと思います。以上、お願いします。

○議長（池田喜八郎君） 武藤常任委員長。

○12番（武藤忠樹君） 我々は6月17日に委員会を開きまして議論いたしました。その後のことにつきましては執行部の方から報告を受けておりませんので、もし執行部の方でわかれば御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 議会事務局長。

○議会事務局長（池場康晴君） ただいまの意見書に関します他市の関係でございますけれども、美濃市におきましては、6月22日の最終日におきまして採択をされて、意見書を提出されております。関市につきましては、6月30日が最終日でございますので、まだ結論は出ておりません。岐阜市につきましては、陳情の提案が現在はまだされていないという状況でございます。以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論はありますか。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 今ちょっとお聞きしておっても、周辺の議会の様子もあまりつかまれておらんようでしたし、漁業者等の御意見もいろいろあるというふうに思うんです。先般、河口堰の堰も遡上するときに上げてほしいというのを関係する漁協が共同で出されたというようなことをお聞きしました。そういった点で、これはいろんなところへ影響しますので、そういういろんな関係の声を聞いた上できちっとやっていくということが大事だというふうに思います。

それから、名古屋市長も導水路反対というようなことを聞いておりますが、今どこでこの導水路についてどれだけの要望が出ておるのかというようなことも非常に大事ですので、そういった資料も検討した上でこの問題に対処すべきというふうに思いますので、そういったことについて、もしわかっておれば、後で賛成される方から、そういう御意見も聞きたいと思っております。なければ大変遺憾であるというふうに思います。

それから、国はダムの見直しということでやっておりまして、私はそれ自体は大変いいけれども、手法的にいろいろ問題があると。特に現場の声を聞いていない。長年の経緯の中で、いろんな無理を承知しながらも苦渋の決断をしていったという経過の中で工事が進められようとしておるのを一方的にとめた。検討は必要だと思いますけれども、手法に問題があると。ですから、このことについても単なる導水路賛成・反対にかかわらず、やっぱり関係の情報をきちんとつかんで判断していくということが大事だと思います。今度何か7月3日にダムの問題で学習会があるので、私も参加するつもりでおるんですけども、そういったいろんな声を聞いていく必要があるというふうに思います。

それから、ここには連絡導水路事業はこういったいろんな事情から、我々の生命と生活を守るとともに、それぞれの地域にとって必要不可欠というふうに断定がしてありますけれども、これもかなり一方的ではないかと思っております。そうでない意見の方もかなりあるんですから、私、学者の意見も聞いてみましたが、いろいろ問題があるんだというふうに聞いております。そういった問題を踏まえた上での意見書を出さなければ、この意見書の権威といいますか、有効性が疑われるということになると思っております。そういった意味で、賛成討論の方はそういったことについても触れていただくとありがたいというふうに思っておりますが、私はそういったことで反対をいたします。

○議長（池田喜八郎君） 賛成の討論はありますか。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） この導水路事業につきましては、大変890億という大きな事業でございます。いろいろな意味の論議があることは承知をしております。しかし、上水道的な渇水対策の面、あるいは工業用水という面もというような事業目的も掲げられておりますが、そういう趣旨に沿った導水路でございますが、ただ、若干今質疑がございましたように、約20トンの水を木曾川へ流すわけでございますが、そのことであれば、長良川は河川の底をはっていくというようなことですので、水質的には影響がないわけなんです。今回の事業計画の中では、20トンのうちの4.7トンについては渇水時及び常時長良川に流入すると。そして、その分を下で引き抜いて水道水に使うと、こういう計画になっておまして、大変一部からは、水温の変化、あるいは汚濁の点で疑問がありますが、そういう点についてはぜひ意見書の中で適切に御判断いただくということを心から要請すると同時に、本件については、今御指摘のございましたように、一部、名古屋市が事業撤退というような話も聞いておりますが、そうしますと、大体名古屋市が120億ぐらいの負担金があるわけでありますから、それが案分比例で岐阜県の方へよっこいしょと来るということになりますと、3.3%ではとどまらない。今約30億ぐらいの分担金になるわけですが、そういうことを総じて、行政的に解決されて、円滑に進めるということを念頭に置きながら、本件については賛成いたしますので、よろしくお願ひします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、討論を終結し、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（池田喜八郎君） 賛成多数と認めます。よって、陳情第4号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

それでは、昼食のため、ここで暫時休憩をいたします。再開は1時を予定しております。

（午後 0時00分）

---

○議長（池田喜八郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 0時59分）

---

○議長（池田喜八郎君） ここで日程の追加をしたいと思います。

日程13、議案第121号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてから日程17、議案第9号 子宮頸がん予防ワクチンの定期接種化を求める意見書についてまでの5件を日程に追加したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認め、日程に追加します。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。  
追加提案された議案第121号及び議案第122号について、市長より説明を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） 本日追加提案をいたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第121号は、郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部改正であります。

児童扶養手当法の一部を改正する法律、児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

次に、議案第122号は、工事請負契約の締結についてであります。

音声告知端末の更新事業の工事を行うため、契約を締結しようとするものでございます。

以上、追加提案をいたしました議案につきまして申し上げましたが、詳細につきましては担当部長等から説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

なお、開会日の提案説明の際に申し上げました高鷲の湯の平温泉の修復工事につきましては、その方策をなお検討中であり、閉会後に開催されます全員協議会において検討状況と今後の対応につきまして御相談を申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

---

#### ◎議案第121号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） それでは、日程13、議案第121号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

川島消防長。

○消防長（川島和美君） それでは、説明させていただきます。この議案は、さきの全員協議会  
のときに説明をさせていただいたものです。

議案第121号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

郡上市消防団員等公務災害補償条例（平成16年郡上市条例第199号）の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年6月25日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、児童扶養手当法の一部を改正する法律、児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「若しくは第4号」を「、第5号若しくは第10号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号」の次に「、第8号、第9号又は第13号」を加える。

附則、この条例は、平成22年8月1日から施行する。

次に、新旧対照表ですが、第5条第7項、1号、2号については裏面になります。

第1号、旧の方でアンダーライン、「若しくは第4号」を新の方で「、第5号若しくは第10号」に改める。

第2号については、旧の方でアンダーライン部分に、新の方で「、第8号、第9号又は第13号」を加える。以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第121号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第121号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第122号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程14、議案第122号 工事請負契約の締結について（郡上市音声告知端末更新事業）を議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 議案第122号 工事請負契約の締結について（音声告知端末更新事業）。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成22年6月25日提出、郡上市長 日置敏明。

契約の目的、音声告知端末更新事業でございます。契約の方法、随意契約による。契約金額3億4,722万5,550円でございます。契約の相手方、郡上市白鳥町白鳥968番地21、郡上ネットワークサービス株式会社、代表取締役 稲葉秀章。事業の場所は郡上市一円、市内でございます。事業の概要は、現在稼働がしてございます音声告知端末、この更新一式であります。

資料を添付させていただいております。1枚めくっていただきますと、見積りの結果を添付させていただいておりますが、第1回の見積り金額が3億3,313万2,000円、交渉いたしまして3億3,069万1,000円、落札率が88.90%ということとなりました。

今般の音声告知端末更新事業の概要図を添付させていただいておりますが、一つは、この端末機器の管理・保管でございます。機器メーカーに対しまして9,300台を発注しまして、機器の納品を受けると。それから、それぞれ機器に対しましての個別の情報を入力いたしまして、それを各加入者宅に出向いて交換作業をしていただくということになります。右の図にありますように、従来の音声告知端末のシステムに基本的には変わりはありませんが、ケーブルモデムが独立した形になると、この点が大きな変更点でございます。

最後のところに告知電話端末の多少の資料をつけておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

そこで若干の御説明を申し上げたいと思っております。この件につきましては、4月20日の全員協議会におきまして御報告を申し上げたところでございますが、FM音告の有利性というものについて御提案もありました。議会でもいろいろと御指摘をいただいたことにつきまして、新年度冒頭に協議する機会を経まして、この方式で進めさせていただくということで来ております。そういうふうな一定の作業といえますか、いろんな御相談の時間がありましたので、4月冒頭のこの取り組みが若干2週間、3週間、そのことで時間を要したところであります。そういうことの中で今般、6月11日、ちょうど本会議の始まった日ですけれども、そこで仮契約を結ばせていただくというところまでこぎつけておりますので、今般の追加上程ということでお願いをさせていただくところでございます。

業務の内容につきましては、ただいま図で見ていただいたとおりですけれども、9,300件の加入者の方にそれぞれ機器が既に期限が切れて保証ができないというタイミングに入ってきておりますので、2年間を通じまして、順次その交換をさせていただくと。それぞれ御家庭に御訪問をして、それぞれの機器を設置し、配線をし、その動作が適切であるか確認をして、その作業を終えると。あわせまして、音声告知端末へのIP電話の取り付け状況も確認しながら、今後の参考とさせていただきたいということです。全体で9,300の予定でございまして、1年間、単純に休まずに稼動して1日26台ということですから、ピーク時には数百台というものが一気に作業として発生をしてくるということがございます。

随意契約の根拠でありますけれども、当初の前回の平成16年2月に契約したときに、共同企業体のこの構成員として郡上ネットワークサービス株式会社が参画をしておっていただいております。それ以降、この音声告知端末の保守管理、あるいはセットトップボックス等の保守管理等につきまして、ずうっとその管理業務を請け負っていただいております。



それから、前は元請のところ、フジクラという会社ですが、そこと共同で保守管理していましたが、昨年からは地元だけで、この会社だけでこの管理をされています。技術的にも要件を満たしておるといところでございます。等々含めまして、郡上市内、電気商、あるいは電気工事店、大多数の64社が加盟をしてみえます郡上ネットワークサービス株式会社ということで随意契約をさせていただきたいと考えております。非常に地元の企業ですので、フットワークもよくて、また各全戸の皆様との関係もあり、それから地域の企業ということで、地元に対する経済波及効果も一番高いと、こういうふうな考え方でこちらにお願いしたいと思っております。

それから、仮契約の金額でございます。先ほど88.9%と申し上げましたが、前回は1戸の端末が6万円、今般の設定では、相当性能がよくなり、ある程度の開発によりまして原価、端末価格も下がっておりますので、4万2,000円の設定でありますが、これが仮契約の段階で3万7,336円、同様の他社メーカーとの比較におきましても十分下回っておる状況を確認しております。その上でさらに総務部と一体となりまして最終交渉いたしまして、最終値引きを求めて引き出すということの中で88.9%の落札ということになっておりますので、よろしくお願いをいたします。そういうふうな金額の設定になっておりますので、よろしくお願いをいたします。

今後のことにつきましては、全体的につきましては、先般御紹介しましたような情報化の研究を含めて、行く行くの将来のものを研究しながら、地域の皆様のお力もかりて、情報化の推進に努めてまいりたいと思っております。また、発信の方のセンターの設備でございますけど、夏に契約させていただくというふうな予定でございます。

以上、御説明を申し上げました。よろしくお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） この機械ですが、端末、富士通というふうになっております。この前、たしかほかの商品も見ながらというようなことを聞いたもので、富士通以外のものも比べてどうか、あるいは入れることもできるのかというようなことをちょっとお聞きしたいと思いたすし、それから、これは2回目で88.9ということですので、1回目の予定価格との率は何%かなということをお聞きしたいと思いたす。

それから、ネットワークサービスには64社が加入というふうに今説明がありましたけれども、これは株式会社になっておりますので、その64社が一つに会社になっておるのか、どういう形態になっておるかもお聞きしたいと思いたす。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 一つは、今回の事業は、いわゆるシステム全体は継続をしながら

機器の更新ということでもありますので、これまでのシステムの持っておりますものとの同一性といえますか、そういうことからいきまして、現在使用しておるものの延長上の中での選択がなされるということですので、そういう意味で富士通を今回選ばせていただいております。念のために、これは1台の機器の契約金額につきましてのいわゆる値段が適正であるかどうかというものを同等品との比較の中ですということ、一つは沖電気工業初め2社、比較をしてくておるところであります。これは参考見積もりをいただいておりますが、その中で、手間代を入れなくて4万円とか、ちょっともう1社の資料を手元に持ってきておるんですけども、いずれにしてもそういうふうな形で、対策といえますか、より価格につきましては随契ということですので、そういうふうな形で比較をさせていただいておるということでもあります。

それから、会社につきましては、これは郡上ネットワークサービス株式会社ということですから、お店がお話として一つの共同企業体のようにつくってみるのではなくて、株式会社を皆さんで出資して設立をされてみえると。その一法人ということになりますので、よろしくお願いをいたします。

現在、仮契約の1台当たりの単価が3万7,336円ですので、これが当初の単価の見積もりが4万2,000円にしておりましたので、それに比較しますと88.89%というふうになります。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 4番 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) お聞きしたかったことは、今後のこともあるもので、こういう機器が例えばほかの会社のものでも使えるのかどうかを聞いたかったんであって、今回はシステム継続だから当然というようなことですが、ほかの会社のものでも部品として使えるのかどうかはちょっとお聞きしておきたいというふうに思いました。

それから、今88.幾つと言われたけれども、第1回目は3億3,300万やし、第2回目は3億3,000万で、300万ほど2回目は低くなっておるということやもんで、普通は落札率という、予定価格があって、それに対して何%になっているかということやもんで、1回目のパーセントは88.8幾つと言われたと思うんやけど、余計少ないのでおかしいので、パーセントをもう1回ちょっと正確にお聞きしたいと思えます。

○議長(池田喜八郎君) 田中市長公室長。

○市長公室長(田中義久君) ただいま申し上げたのは、予算時のいわゆる設計の段階で1台を4万2,000円として設定をしたということです。それは、その前が一番最初6万円台で買っております、その間の交渉等によりましてこういうふうな価格を算定しておったということで、それに対して88.89%で入れたということです。ですから、この3億3,313万2,000円というふ

うな形での見積もりをいただいたことに対しまして、最終的には総務部と情報課一体となりまして、さらに交渉を厳しく臨みまして、その予定価格に対してのさらなる値引きと申しますか、いわゆる値引き交渉というところで、最終段階で256万3,000円の値引きをさせていただいたということです。

それからもう一つの問題につきましては、先ほど申し上げましたように、システムのセンター設備の機器の問題がありますので、この間に、例えて言いますと、既に全体の加入台数が今1万500台ありまして、これまでに途中の故障とか、途中のいろんな補修等によりまして、約1,200台をこの近い時間の中で機器の取りかえと申しますか、そういうことをしてきております。そうすると、9,300台を除外した数字ですけれども、そういうものが既に稼動しておると。そして同時にセンター設備においては現在稼動しておると。それと同調していくという機械を選定していくに当たりましては現在のこの富士通の機器になると、そういうふうな帰結を見ておると申します。旧音声告知端末の製造元である富士通ネットワークソリューションズという会社、しかも、この添付をさせていただきましたこの機械でございますけれども、現実には既に御前崎市等で実績がありますので、そういうものを確認しながら更新をさせていただくということですので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第122号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第122号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議発第7号について（議案朗読・提案説明・討論・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程15、議発第7号 永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書についてを議題とします。

事務局に朗読をさせます。

池場議会事務局長。

○議会事務局長（池場康晴君） それでは、議発第7号を朗読いたします。

---

議発第7号

永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成22年6月25日提出

提出者 郡上市議会議員 上田 謙 市

賛成者 郡上市議会議員 村瀬弥治郎

賛成者 郡上市議会議員 金子 智 孝

郡上市議会議長 池田喜八郎様

永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書（案）

我が国には、永住権を持つ外国人が約91万人生活しており、地域に密接な関係を持つにいたっていることから、これら外国人に対し地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、しばしば永住外国人に対する地方参政権付与について議論がなされてきたところです。

しかし、日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しており、さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する者と解するのが相当である」としている。

一方、国籍法は第4条において、「外国人は、帰化によって日本の国籍を取得することができる」と規定している。

また、平成10年以降の帰化許可者は毎年1万3,000人から1万7,000人の間で推移している。

以上のことから、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものとする。

よって、国におかれては、永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律を制定するに当たっては慎重に対応されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
外務大臣

---

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） ここで提出者の説明を求めます。

11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） ただいま事務局で朗読をしていただきました永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書に若干の説明をさせていただきます。

永住外国人の皆さんに地方参政権を付与することの是非と賛否については、政党間のみならず、複数の政党内においても両論があることから、政治的な大きな問題であることは周知のとおりであります。しかし、先ほども討論でありましたように、日本国憲法では参政権については国民固有の権利であるとされており、地方参政権においても同様の解釈であるべきと考えられます。現在、意見書の文面にありますように、毎年1万数千人の外国人が日本への帰化を許可されまして、日本国籍を取得してみえます。永住外国人の皆さんも、日本国籍を取得することによって参政権が正式に得られる道が開かれているのであります。日本国内の地域によっては、在住外国人の人口が全体の24%にも及ぶところがあると聞いております。地方政治は身近な法令を制定することから、請願審査での委員長報告の中にも意見としてありましたように、地方行政に大きな影響を及ぼす可能性は否定できません。こうした視点から、永住外国人への地方参政権の付与については、国政において慎重な対応を求めるという意見書を郡上市議会が国の関係者に提出することは必要なことであると考えます。議員各位の御賛同をよろしく願います。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） これは先ほどお話をしましたので、あまり繰り返しません。国際的な流れの中で、より地方に住む住民の権利を保障するという一方で、住民の参政権は大変大切なものであるということを思っております。そういった意味で、例えば憲法第15条の解釈におい

でも、これは何ら憲法違反になることはないという、ちゃんとそういう法的な解釈もされておりますし、私はそういうふうにおっしゃるんですが、決してそのことによって参政権を否定することにはなりません。

それから、帰化をすればいいんだということですが、現実には帰化をしていない人がたくさんあります。いろんな事情があると思いますが、帰化をするまでの必要を認めない人もあるでしょうし、そして、それでも地方に住み、一緒に生活をしているんですから、そういう人の権利を認めていくというのは非常に大事なことで、外国の国際的な日本に対する理解を高める上でも非常に意味があるというふうにおっしゃっています。外国から来た人たちがみんな悪い人で、その人たちがその地方の政治を引っ繰り返そうとしておるといような見方で、そのことのみで反対をするのはおかしいというふうにおっしゃっています。もちろんこの趣旨は慎重な取り扱いということで、私も決していいかげんに扱っていいと思いませんので、慎重な取り扱いをすることでは賛成ですけれども、内容が違いますので……。

(発言する者あり)

○4番(野田龍雄君) いえ、そういう意味じゃなしに、これはそういう人たちが間違っておると、帰化をすればいいんだという考え方については賛成ができませんので、そういった意味で一層の国際化、あるいは民主化のためにも、この提案については反対をいたします。

○議長(池田喜八郎君) 原案に賛成の討論はありますか。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 8番 村瀬弥治郎君。

○8番(村瀬弥治郎君) 賛成の立場から意見を申し上げます。

ただいま4番議員が言われました帰化ということに関しまして、やっぱり国の憲法でうたっている以上は、日本国民として憲法に基づいて、その法を守っていくというのが筋というふうにおっしゃっていますし、そういった面では、帰化という道が開かれている以上は、それに日本人として従ってその方策を選んでいただけるというふうにおっしゃっていますので、賛成の意見といたします。

○議長(池田喜八郎君) ほかに討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論を終結し、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(池田喜八郎君) 賛成多数と認めます。よって、議発第7号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

◎議発第8号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程16、議発第8号 木曾川水系連絡導水路事業の推進を求める意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

池場議会事務局長。

○議会事務局長（池場康晴君） それでは、議発第8号を朗読いたします。

---

議発第8号

木曾川水系連絡導水路事業の推進を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成22年6月25日提出

提出者 郡上市議会議員 山下 明

賛成者 郡上市議会議員 鷺見 馨

賛成者 郡上市議会議員 田中康久

郡上市議会議員長 池田喜八郎様

木曾川水系連絡導水路事業の推進を求める意見書（案）

木曾川水系連絡導水路は、揖斐川から長良川を經由し木曾川までを結ぶ全長約44キロメートルにわたる水路であり、徳山ダムに開発された愛知県及び名古屋市の都市用水を導水することを目的に建設が進められている。

さらに、木曾川水系の異常渇水時には、徳山ダムに確保された渇水対策容量を長良川、木曾川に緊急水として導水することで河川環境の改善を図るとともに、木曾川下流だけでなく、木曾川上流ダム群の枯渇を防ぐことにより、過去幾度となく渇水に苦しめられてきた可茂・東濃地域の水を確保するための渇水対策としても大きな効果が期待され、是非とも必要な施設である。

こうした中、平成22年度政府予算案において、連絡導水路事業は新たな段階に入らない「検証対象」に区分され、建設に要する費用が盛り込まれることなく、ダム事業見直しの一環として凍結が継続されており、今後、国は有識者会議が今夏に示す予定の評価基準に沿って建設の是非を再検証することとされている。

連絡導水路事業の元となる水は、長年住み慣れた故郷からの移転を余儀なくされた旧徳山村

民を始めとする関係者の深い理解と協力があって徳山ダムに確保された貴重な水である。こうして確保された水は異常渇水などから地域住民の生活や生命を守る上でも必要なものである。近年の地球温暖化による異常気象の影響から、大規模渇水の発生が懸念されており、これに対する備えが必ずしも十分であるとはいえないのが現状である。

このため、連絡導水路事業の推進は、我々の生命と生活を守るとともに、それぞれの地域にとって必要不可欠なものである。郡上地域においては長良川下流の水環境への影響は天然鮎の遡上等に対する心配もあり、こうした地域の実情を十分配慮し当事業を着実に推進すべきである。

よって、国におかれては、これまでの経緯や地域の実情、地方の意見を十分に踏まえ、連絡導水路事業を着実に推進されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

---

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 提出者の説明を求めます。

6番 山下明君。

○6番（山下 明君） ただいま事務局長より朗読をされました木曾川水系連絡導水路の早期着工についての意見書について説明を申し上げます。

去る6月2日、岐阜県庁において木曾川導水路早期着工を求める決議が東海3県の県議や県市町村関係者において全会一致をもって採決されました。郡上市においても、関係市町村の一員として参加をいたし、賛同をしているところであります。こうした経過を含め、郡上市議会としても、近年の地球温暖化による異常気象の影響から大規模渇水の発生が懸念され、これに対する備えが必ずしも十分であるとは言えないことから、徳山ダムに確保した水を導水し、異常渇水時には長良川の河川環境の改善を図るために、この事業が必要と考えます。



以上のことから、連絡導水路の建設促進について提案をいたしましたので、議員の皆様の賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（池田喜八郎君） 質疑を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 先ほど陳情があつて、私、気がつかずにおりまして、一番下の方に入つておりました。別のところにとじておりましたので、申しわけありませんでした。だから、全然この議案があるということを知らなかったものですから、あんな意見を言ったんですが、そういうことであれですが、今の説明をお聞きしましても、先ほども言ったように、導水路をめぐつてのいろんな科学的な検証がなされていないような気がします。少なくとも、今、1円も売られていない徳山ダムの水というような見出しを見ましたけれども、本当に喜んで引いていないと。引くところがないというようなことを聞いておりますので、その実態を私も知りませんので、ぜひこういう審議をしたところで、こんな実情なんだというようなことをお聞きしたいと思います。ここには可茂・東濃地域の水というようなことがここに書いてありますけれども、私は導水による影響ですね。魚類だけでなしに、そういうことを聞いておりますので、心配をしております。なお、名古屋市なども要らないというようなことを言っているということに対して、どういう見解でみえるのかなということを思いますので、その点をひとつお願いしたいと思いますし、先ほど言った我々の命と生活を守るとともに、それぞれの地域にとって必要不可欠と。どうもそういうふうに思えんのですね。そうでない意見の人もかなりあるんですから、その一方の意見を聞いて、一方だけで決めるというのは問題であるので、議会としては十分調べて、なるほど、こうだというようにしていただきたいと思うので、もしそういった点で、いや、こうだよということがあればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 6番 山下明君。

○6番（山下 明君） 今、名古屋市等々においても反対の意見があるというような発言がありましたけれども、これは当初、そういった形で徳山ダムの工事がなされたということも含めますと、今の段階でどうかというのはちょっとおかしいのではないかという気がしますし、郡上市としましては、先ほどの話もありましたけれども、アユの遡上とか、そういった関係で直接は関係ないということでもありますけれども、今までの関係で、先ほどの説明の中でも申しましたように、関係市町村の一員としてそういった形で参画をさせていただいて、そこで賛同をしているというようなこと。またその内容につきましては、今後、導水をすることによつての結果については、いろいろ問題点も多少は出てくるとは思いますけれども、それにつきましては、今ここで提案の理由としてどうだから賛成、後になってこんな問題が起きたというようなこと

ろまではわかりませんが、関係団体といいますか、県を含め各関係市町村がこういったことで提案という形を出してきたということで、早期に着工するのが自然であるし、そういった決議を出したということでもあります。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 今のお話を聞く限りは、科学的な検証はどうもされていない、あるいはそういうことが調べていないということだというように思いました。そして、決起大会の今話がありましたので、これは関係市町村ということですので、市も参加されたんでしょうか。もしされたんなら、市としての見解もお聞きしたいと思いますので、お願いします。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） 今ほどの提案者の方の報告の中にありましたように、いわゆる説明会と、その後に大会が開催されました。そのときには、私と議会の方では尾村副議長さんと2人が参加させていただきました。要は、このことにつきましては、今ほど出ておりましたように、可茂地域及び東濃地域並びに愛知県の一部の町村から非常に強く渇水に対する危機感が訴えられました。その状況下を受けながら、なおかつ魚の問題等々においての検証を続けながらということで、データのものは示されませんでしたけれども、そういったことも含めて、いわゆる異常渇水時における導水路であると。ですから、常時勝手に水を流したり、そうやるのではなしに、渇水時における対応策を練るためのものであるもので、ぜひとも流域市町村においての協力をお願いしていただきたいといったことで、その大会の決議もされておるところに同席しておりました。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を終結し、討論を行います。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 先ほど説明もしましたので、ここでは今ダムの見直しということは、「コンクリートから人へ」というような民主党のスローガンにあったんですが、その内容は非常にやってみるとあいまいなものであったということがわかりました。しかし、そこにありました本当に無駄をしたんではないかと。長良川河口堰についても、今、下流では既に堰を上げてほしいという声も出ております。そういうことで、実際につくってから、また後でしまったということではなしに、事前にきちんと調査もし、検証もして、そして、それに見合った有効な活用ができるということが大事ですので、今回900億ですか、非常に大きなお金を使います。我々にしてみればもう本当にすごいお金で、何でそんなことに使うんかというように思いますし、それもわざわざ渇水時に流すというような話になりますので、もっとほかの方法もあるやろ

うと。科学者といえますか、そういう工学の方がそういう点でも提言をされておるように聞いておりますが、具体的に僕はあまり詳しく知りませんが、きょうこれが議題に出るんだったらちゃんと調べてくればよかったんですが、そういう意味で、この非常に大きなお金を使う。その割には内容の検証が十分でないということで、私、この議案に対しては反対を申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 1番 田中康久君。

○1番（田中康久君） 賛成の立場から意見を述べたいと思います。

野田さんの方から、事業自体の必要性について意見が出されましたので、まず必要性について述べたいと思います。

御存じのように、濁水が懸念されておりまして、この地域は中部経済の核となるような地域でございまして、日本経済全体や郡上市を含めた中部の産業に多大な影響を及ぼす地域であるということが1点、もう1点として、濁水による河川汚染によって、アユやシジミ等の魚類等の生物への影響が出ているというのが1点、またさらに、上流、下流が一体となって、この河川の問題を扱っていくということは、まさに先日開かれた豊かな海づくり大会の一つの趣旨であると思っておりますし、下流が困っておっても上流は知らんというようなことでは、一体とした河川の整備ができていかないのではないかという必要性を感じております。

また運用面に関しましても、アユの遡上等の影響が心配されておりますけれども、その部分におきましても、意見書において郡上地域の事情をしっかりと提案して、郡上市の意見として書いておりますので、そういった面でも十分に対処できると思っておりますので、議員諸君の賛同を求めたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、討論を終結し、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（池田喜八郎君） 賛成多数と認め、よって、議発第8号については原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議発第9号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程17、議発第9号 子宮頸がん予防ワクチンの定期接種化を求める意見書についてを議題とします。

事務局に朗読をさせます。

池場議会事務局長。

○議会事務局長（池場康晴君） 議発第9号を朗読いたします。

議発第9号

子宮頸がん予防ワクチンの定期接種化を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成22年6月25日提出

提出者 郡上市議会議員 森藤雅毅

賛成者 郡上市議会議員 田代はつ江

賛成者 郡上市議会議員 清水敏夫

郡上市議会議長 池田喜八郎様

子宮頸がん予防ワクチンの定期接種化を求める意見書（案）

全国では子宮頸がんにより年間約2,500人の女性が亡くなっており、発症率としては20歳代から30歳代では昭和63年からの10年間で4倍近くに増加している。

子宮頸がんは女性の多くが一生に一度は感染するHPV（ヒトパピローマウイルス）が原因であり、100種類以上ある中の15種類が特に子宮頸がんへと進行している。

国において平成21年10月に承認された予防ワクチンは、子宮頸がんへ進行しやすい15種類の内、発症率の60%から80%を占める2種類（HPV16型、18型）に対して、3回接種することにより約100%の予防効果があるが、費用が3回で約4万円以上と高額であるため、予防接種の普及が進んでいない。

よって、国においては「予防できる唯一のがん」と言われている病気により、毎年多くの女性が命を落とすことのないよう、子宮頸がんワクチンを予防接種法に基づく定期接種とするとともに、その費用についても全額公費負担とするように財源措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財 務 大 臣

厚生労働大臣

---

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 提出者の説明を求めます。

18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） このことにつきましては、午前中の議発の子宮頸がん撲滅のための施策を求める決議についてを協議する中で、市で全額負担をしてもらいたいというお願いを市にしたわけですが、それでは片手落ちでないかと。こういうことは国として責任を持ってやってもらうのが一番妥当だろうという思いでこういう提案をさせていただきました。皆さん方の御賛同をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（池田喜八郎君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議発第9号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。議発第9号については原案を可とすることに決定をいたしました。

---

### ◎市長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで、市長よりごあいさつをいただきます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） 6月11日の開会以来、皆様方には終始御熱心に御審議をいただき、提案をいたしました議案につきましては御議決をいただきまして、ありがとうございます。また、一般質問等でちょうだいをいたしました御意見や御提案等につきましては、それらを踏まえて適切な市政の推進に努めてまいりたいと考えております。

昨日より参議院議員選挙に突入をいたしておりますし、また、間もなく夏の踊りシーズンもやっております。議員各位には、これからお忙しい毎日と存じますけれども、健康にお気をつけていただきまして、御活躍くださいますようお祈りをいたしまして、ごあいさつといたし

ます。どうもありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございました。

---

#### ◎議長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 平成22年第4回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る6月11日から本日までの15日間にわたり、条例改正を初め補正予算など市政の諸案件につきまして、議員各位には極めて慎重な御審議をいただき、全議案滞りなく議了することができました。これもひとえに議員各位の御協力によるものと深く感謝を申し上げます。

また、市長を初め執行機関の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から述べられました一般質問、あるいは審議の過程で述べられました議員各位の質疑や意見、要望につきましては、今後の市政執行に十分反映されますよう強く要望する次第であります。議員並びに執行者各位におかれましては、健康に留意をされまして、ますます御活躍を御祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣言

○議長（池田喜八郎君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成22年第4回郡上市議会定例会を閉会といたします。

（午後 2時02分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長           池 田 喜八郎

郡上市議会議員           田 代 はつ江

郡上市議会議員           野 田 龍 雄



平成22年6月25日

郡上市議会議長 池田 喜八郎 様

郡上市議会総務常任委員会

委員長 上 田 謙 市

## 総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件名	結 果
議案第107号	郡上市職員の育児休業等に関する条例及び郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第108号	郡上市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第109号	郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第110号	郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第111号	郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
請願第1号 ( 継 続 )	永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める請願	原案採択





平成22年 6 月25日

郡上市議会議長 池田 喜八郎 様

郡上市議会産業建設常任委員会

委員長 武 藤 忠 樹

## 産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
議案第110号	郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第119号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第120号	市道路線の認定について	原案可決
陳情第4号	木曽川水系連絡導水路事業の推進を求める陳情	原案採択



平成22年6月25日

郡上市議会議長 池田 喜八郎 様

郡上市議会文教民生常任委員会

委員長 森 藤 雅 毅

## 文教民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
議案第111号	郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議発第5号	子宮頸がん撲滅のための施策を求める決議について	原案可決